

徳島県国土利用計画審議会及び徳島県土地収用事業認定部会の概要

徳島県国土利用計画審議会

○設置根拠

国土利用計画法第38条
徳島県国土利用計画審議会設置条例

○目的

知事の諮問に応じ、土地の利用に関し、重要な事項等の審議を行う。

○審議内容

- (1) 「徳島県土地利用計画」策定(変更)
※同計画は令和2年1月に策定。
(例) ・全国計画の改訂に伴う計画の変更
・五地域の変更(拡大・縮小)に伴う計画の変更
(2) 市町村国土利用計画についての助言又は勧告

○開催実績

- ・平成29年1月
徳島県土地利用計画の変更について
・平成31年3月
徳島県国土利用計画及び同土地利用基本計画について
・令和元年8月
徳島県土地利用計画の策定について

徳島県土地収用事業認定部会

○設置根拠

土地収用法第37条の4
徳島県国土利用計画審議会設置条例第6条(部会の設置)

○目的

土地収用法に基づく事業認定の手続きにおける縦覧期間中に、知事が行おうとする※事業認定に対して、利害関係者から反対であるという意見書の提出等があった場合、事業認定の妥当性について、調査・審議を行う。

※「事業認定」とは・・・

公共事業により、土地を取得しようとしたときに、権利者の協力が得られない場合に、土地を強制的に取得するのにふさわしい「公益性」や「緊急性」を有する事業であることを、知事等が認定すること

○審議内容

- ・事業効果や事業が与える自然・生活環境等への影響度
・事業の公益性や緊急性 など

○開催実績

平成14年度の制度発足以降、開催実績なし

■国土利用計画法（抜粋）

第三章 土地利用基本計画等

（土地利用基本計画）

第九条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。

- 一 都市地域
- 二 農業地域
- 三 森林地域
- 四 自然公園地域
- 五 自然保全地域

3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。

4 第二項第一号の都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域とする。

5 第二項第二号の農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域とする。

6 第二項第三号の森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域とする。

7 第二項第四号の自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるものとする。

8 第二項第五号の自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。

9 土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画）を基本とするものとする。

10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関並びに国土交通大臣及び市町村長の意見を聴かなければならない。

11 国土交通大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。

12 都道府県は、第十項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が土地利用基本計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

13 都道府県は、土地利用基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。

14 第十項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更（政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

~~~~~  
(審議会等)

第三十八条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

## ■徳島県国土利用計画審議会設置条例

昭和四十九年十月二十九日  
徳島県条例第四十五号

〔徳島県国土利用計画地方審議会条例〕をここに公布する。

徳島県国土利用計画審議会設置条例(平一二条例七・改称)

(設置)

第一条 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第三十八条第一項及び土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の七第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、徳島県国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平一二条例七・全改、平一四条例三〇・一部改正)

(組織)

第二条 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する委員十五人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。(平一二条例七・平一四条例三〇・一部改正)

(任期)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第四条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

5 第四条第三項及び第四項の規定は部会長について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。

(平一四条例三〇・追加)

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

## ■土地収用法（抜粋）

（事業認定申請書の送付及び縦覧）

第二十四条 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、申請に係る事業が第二十条に規定する要件に該当しないことが明らかである場合を除き、起業地が所在する市町村の長に対して事業認定申請書及びその添付書類のうち当該市町村に関係のある部分の写を送付しなければならない。

2 市町村長が前項の書類を受け取つたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類及び起業地を公告し、公告の日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

・・・・・・・・・・＜省 略＞・・・・・・・・・・

（利害関係人の意見書の提出）

第二十五条 前条第二項の規定による公告があつたときは、事業の認定について利害関係を有する者は、同項の縦覧期間内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

2 都道府県知事は、国土交通大臣が認定に関する処分を行おうとする事業について、前項の規定による意見書を受け取つたときは、直ちに、これを国土交通大臣に送付し、前条第二項に規定する期間内に意見書の提出がなかつたときは、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

（社会資本整備審議会等の意見の聴取）

第二十五条の二 国土交通大臣は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ社会資本整備審議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。ただし、第二十四条第二項の縦覧期間内に前条第一項の意見書（国土交通大臣が、事業の認定をしようとする場合にあつては事業の認定をすることについて異議がある旨の意見が記載されたものに限り、事業の認定を拒否しようとする場合にあつては事業の認定をすべき旨の意見が記載されたものに限る。）の提出がなかつた場合においては、この限りでない。

2 都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ第三十四条の七第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。ただし、第二十四条第二項の縦覧期間内に前条第一項の意見書（都道府県知事が、事業の認定をしようとする場合にあつては事業の認定をすることについて異議がある旨の意見が記載されたものに限り、事業の認定を拒否しようとする場合にあつては事業の認定をすべき旨の意見が記載されたものに限る。）の提出がなかつた場合においては、この限りでない。

・・・・・・・・・・＜省 略＞・・・・・・・・・・

（第三章の二 都道府県知事が事業の認定に関する処分を行うに際して意見を聴く審議会）  
第三十四条の七 都道府県に、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

## 徳島県国土利用計画審議会運営規程

(この規程の趣旨)

第1条 この規程は、徳島県国土利用計画審議会設置条例（昭和49年徳島県条例第45号。）第7条の規定に基づき、徳島県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の互選)

第2条 会長の互選は、委員による指名推薦の方法によるものとする。

(会議の招集)

第3条 会長が審議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、委員に議案、日時及び場所を通知しなければならない。

(委員の欠席の届出)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席することができないときは、招集の期日前にその旨を会長に届け出なければならない。

(審議会の議事録)

第5条 会長は、議事録を作成し、これに署名押印しなければならない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、県土整備部用地対策課において処理する。

(土地収用事業認定部会)

第7条 審議会に、土地収用事業認定部会（以下「事業認定部会」という。）を置く。

2 事業認定部会は、土地収用法第25条の2第2項に規定する事項を調査審議する。

3 事業認定部会の議事は、事業認定部会の議決をもって審議会の決議とする。

4 第2条から第6条までの規定は、事業認定部会の運営について、それぞれ準用する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会及び部会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規程は、昭和50年1月20日から施行する。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年7月10日から施行する。

附則

この規程は、平成17年2月10日から施行する。